

国際会計基準審議会 御中
(cc:リエゾン国会計基準設定主体)

2003年5月16日

IASB企業結合プロジェクト (Phase2) - パーチェス法の適用に対するコメント

企業会計基準委員会(ASBJ)は、国際会計基準審議会(IASB)の企業結合プロジェクト(Phase2)に関する日頃の努力に敬意を表する。当委員会の国際対応専門委員会は、IASB が進める当プロジェクト (Phase2) について、リエゾン関係にある会計基準設定主体として検討を重ねているが、当プロジェクトで現在までに行われた様々な暫定合意のうち特に以下の点について懸念を有している。IASB がこのような懸念について、プロジェクトの中で検討されることを希望する。

西川 郁生
企業会計基準委員会 副委員長
国際対応専門委員会 専門委員長

少数株主持分に関する会計処理及び表示について

1. 現在、IASBの企業結合プロジェクト（Phase2）では、少数株主持分に関する会計処理及び表示について、以下のような暫定合意が行われている。
 - (1) 少数株主持分及び少数株主持分損益の表示（少数株主持分の表示については改訂IAS27 公開草案）
 - (2) 少数株主持分に関連する会計処理
2. われわれは、少数株主持分の会計処理及び表示については、連結財務諸表の作成目的と関連づけて議論されるべき項目であると考え。連結財務諸表の作成目的としては、古くから親会社説（親会社の株主に対して親会社株主の持分の変動を報告することを目的とする）、経済的単一体説ないし実体説（グループを経済単位とみなしその業績を把握することを目的とする）などが主張されている。これまで行われた暫定合意では、経済的単一体説ないし実体説を前提としているように見受けられるが、連結財務諸表の作成目的自体については、未だ検討されていないのではないかと。われわれは、まず連結財務諸表の作成目的に関して、どのようなアプローチを採用するかについて十分な合意を得ることが必要であると考え。
3. 仮に、連結財務諸表の作成目的について議論を行う場合、その議論の結果は単なる少数株主持分の表示や会計処理のほかに、連結の範囲や連結内部の未実現損益の会計処理にも関係する。そのような議論なく少数株主持分の表示や会計処理を先に結論付ける場合、連結財務諸表の会計処理全体での整合性が図れなくなることをわれわれは危惧している。

少数株主持分及び少数株主持分損益の表示について

4. IAS 改善プロジェクト - 改訂IAS27 公開草案では、少数株主持分は資本の部で表示することが提案され、また、企業結合プロジェクト（Phase2）の議論では、少数株主損益の表示は、貸借対照表の表示に合わせ、連結当期純損益には含めないことが提案されている。改訂IAS27 公開草案に対するコメント分析の結果は、提案に賛成する意見が多かったことを承知している。
5. これらの表示の変更は、少数株主持分が負債の定義に合わないことに起因するとされているが（改訂IAS27 公開草案）表示は連結財務諸表の作成目的と密接に関連するものであり、連結財務諸表の作成目的に関する議論なしに表示のみを変更することは適当ではないと考える。

少数株主持分に関連する会計処理

支配獲得後の親会社持分の増加（追加取得）・減少（売却等）

6. 企業結合プロジェクト（Phase2）における暫定合意では、支配獲得後の親会社持分の増加（追加取得）・減少（売却等）により生ずるキャッシュ・フローと少数株主持分の帳簿価額との差額を資本剰余金の増減として会計処理することが提案されている。その理由としては、少数株主も親会社の株主と同様にグループに対する出資者であると考えられること、及び少数株主持分の表示と整合することが挙げられている。
7. われわれは、親会社の株主と少数株主を同列に扱うことには賛成しない。少数株主は親会社に対して何の権利も有しない。投資家は親会社の株式に対して投資を行うのであり、連結損益計算書の目的はそれらの投資の運用成績を明らかにすることであると考えられる。よって、親会社株主との取引を除いた親会社株主の持分の変動額は、原則としていずれかの期の損益として計上すべきであるとする。

段階取得による支配の獲得 / 支配の喪失を伴う親会社持分の減少

8. 企業結合プロジェクト（Phase2）における暫定合意では、段階取得により支配を獲得する企業結合においては、支配獲得以前の投資の帳簿価額と、支配獲得日時点における当該投資の公正価値との差額を損益として認識することで暫定合意がなされている。また、支配の喪失を伴う親会社持分の減少が生じた場合には、残存する当該会社に対する持分はその時点の公正価値で測定し、売却等の処分による入金額と、処分に伴う少数株主持分の帳簿価額の減少額から残存持分の公正価値を控除した金額との差額を、売却損益として認識することで暫定合意されている。これらの処理については、支配の獲得以前または喪失以後に持分法を適用している場合も、持分法を適用せずに通常の投資有価証券として処理する場合も、同様に取り扱いとされている。
9. 現行の連結財務諸表では、支配がない場合でも重要な影響力がある場合には持分法が適用される。これを前提とする限り、上記のように支配の獲得以前または喪失以後に重要な影響力があり持分法を適用する場合と、そうでない場合とを区別する必要がある。暫定合意においては持分法の適用が考慮されていないが、われわれは、連結手続の会計処理と連結範囲・持分法の適用の問題は、両者の整合性を図るために、同時に議論すべきであるとする。

全部のれん方式の採用について

のれんの少数株主持分相当額の認識

10. 企業結合プロジェクト（Phase2）においては、支配獲得時における買収企業ののれん総額（少数株主持分に対応する額を含む）を認識する方法（いわゆる全部のれん方式）

を採用することで暫定合意されている。この処理を採用する理由としては、以下が挙げられている。

- (1) のれんは他の資産と同様に積極的に資産の定義を満たす。
- (2) 企業結合を通じて取得企業が獲得した支配下にあるのれんを含む資産は、すべて所有持分にかかわらずその総額で表示することが利用者に対して有用な情報を提供する。
- (3) 連結財務諸表の支配概念と整合する。

11. われわれは、のれんは土地や建物などの資産とは本質的に異なる資産であると考え、のれんは、他の資産と複合的にキャッシュ・フローの創出に貢献することから、資産の定義を満たすものではあるが、法的根拠や他の資産との分離可能性を欠いており、他の識別可能資産とは明らかに異なる性質を有する。

12. また、少数株主持分に相当するのれんは、親会社株主から見れば支配の及ばない資産であり、親会社株主の視点からは意味を有しない。一方少数株主（非支配株主）から見たとしても、少数株主にとっては自己創設のれんにほかならず、自己創設のれんの計上を禁止している現在の会計モデルと矛盾する会計処理となる。したがって、親会社株主と少数株主のいずれの側の視点から見ても、資産として認識することは適切ではない。われわれは、損益計算の目的は投資に対するリターンの計測であると考え、その観点から見て、資金の拠出を伴わない、いいかえれば取得の対価の裏付けのない少数株主持分相当額を含めてのれんを総額で認識することは投資の規模に対するリターンの計測という目的に合致しない。また、われわれは、一般に、経営者が投資家に代わってのれんを含む企業価値を評価する立場にはないと考えている。

全部のれんの測定

13. 企業結合プロジェクト（Phase2）においては、全部のれんは、買収企業が支払った対価の公正価値を基に測定された（または直接測定された）被買収企業の公正価値から、被買収企業の識別可能純資産の公正価値を差し引いた金額として測定するとしている。その場合、支払対価に含まれる支配プレミアムを識別でき、かつ信頼性をもって測定できる場合には支払対価を基礎に、そうでない場合には評価技法により直接求めた被買収企業の事業の公正価値を基礎にして取引の価値を測定するとしている。また、買収企業と被買収企業の事業の統合から期待されるシナジーその他の便益を、全部のれんの測定に含めるとし、その測定は市場参加者が用いる前提に反しないよう見積るとしている。

14. われわれは、のれんを差額としてしか算出し得ない以上、支配プレミアムや結合シナジーに相当するのれんを分離して測定することは事実上不可能であると考えている。このことは、IFRS ED3 BC101 項や SFAS141 号 B124 項にも明確に記述されている。そのような情報を分離して測定することが、利用者にとって目的適合性があるかどうか、また表現上忠実性があるかどうか疑問である。
15. なお、企業結合プロジェクト（Phase2）の暫定合意では、企業結合取引が等価交換ではないことの証拠がある場合には、全部のれんを含む買収した事業の公正価値を支払対価が上回る額については損失として、下回る額についてはのれんがゼロになるまで減額し残額を利益として会計処理することとされている。しかしながら、企業結合取引が等価交換ではないことの証拠がある場合とはどのような場合であるのかわれわれには想定できない。また、事業の公正価値が支払対価を上回る場合と下回る場合とで取扱いを異にすることにどのような理屈があるのかが理解できない。これらの点について、われわれは理屈の上で不整合があると考えており、プロジェクトの中で明確にされることを希望する。

以 上